

2019年4月から

働き方改革関連法が施行されています

～あなたの事業場へアドバイザーを無料で派遣します!!～

働き方改革関連法の主な概要は次のとおりです

- 1 年次有給休暇の年5日の確実な取得 ※施行：2019年4月1日
- 2 時間外労働の上限規制（原則として月45時間、年360時間など）
※施行：2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日）
- 3 同一労働同一賃金 ※施行：2020年4月1日（中小企業は2021年4月1日）

働き方改革が企業を発展させます!!

魅力ある職場づくり→人材の確保→業績の向上→利益増の好循環

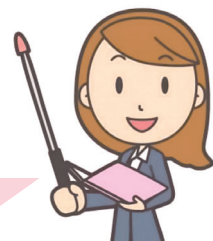


残業時間を減らしたいと思うけど、
どうすればいいんだろう？

働き方改革を進める上でよい助
成金制度はないだろうか…

同一労働同一賃金もあり、
うちの賃金制度は
このままで
いいのかな…？

働き方改革を進めたくてもこのようにお悩みではないですか？
青森働き方改革推進支援センターが、無料で社会保険労務士等ア
ドバイザーによる個別訪問支援を実施しておりますので、ぜひご活用
下さい（裏面参照）。各種助成金の活用も含めアドバイスします。



◆青森労働局では、ホームページに働き方改革特設サイトを設け、「働き方改
革・人財力向上」に係る取組への主な支援制度、各種資料を掲載しております
ので、ご活用ください。

青森労働局

検索



(申込先)

青森働き方改革推進支援センター あて

FAX 017-752-8683

年 月 日

アドバイザー 利用申込書

事業場又は団体名	
業種又は事業内容	
労働者数	人
所在地	
電話番号	
担当者職氏名	
相談を希望する日時	<input type="checkbox"/> 希望日 (月 日 時頃) <input type="checkbox"/> 希望日なし
相談したい内容	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 時間外労働の削減等労働時間管理 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 各種助成金 その他

青森働き方改革推進支援センター（青森労働局委託事業）

〒030-0811 青森市青柳2丁目2-6（一般社団法人青森県労働基準協会内）

フリーダイヤル：0800-800-1830

FAX：017-752-8683 メール：aohatarakikata@triton.ocn.ne.jp

※本申し込みに際して取得した情報については、本申し込みに関わる事務のみに使用し、当該事業場・団体の許可なく目的外に使用・提供しません。